

## 17 一部事務組合・公社等の取扱い

### 1 一部事務組合の取扱い

3市町が加入している一部事務組合については、他の構成自治体と協議の上、脱退または再編を行う。

### 2 土地開発公社の取扱い

基本財産や現行事業を引き継ぎ、役員や職員の体制は統合する。

### 3 振興公社の取扱い

業務内容・経営状況等を勘案し、株主との協議も含め、合併後3年程度で振興公社のあり方を検討する。

なお、事業や市町からの委託、職員や市町の出資は継承を基本とする。